

## 令和5年かすみがうら市教育委員会2月定例会 会議次第

日時 令和5年2月21日(火)  
午前9時～  
場所 あじさい館 研修室2

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 教育長報告

### 4 議題

- (1) 報告第2号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
- (2) 議案第2号 議案に係る意見聴取について
  - ・令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)について
- (3) 議案第3号 議案に係る意見聴取について
  - ・令和5年度かすみがうら市一般会計予算について
- (4) 議案第4号 議案に係る意見聴取について
  - ・かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第5号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第6号 かすみがうら市教育委員会バス使用規程の一部を改正する訓令について

#### 【追加議題】

- (7) 議案第7号 令和5年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について
- (8) 議案第8号 かすみがうら市部活動の方針の改訂について
- (9) 議案第9号 かすみがうら市教職員の働き方改革方針の改訂について

### 5 その他

### 6 閉会



## 令和5年かすみがうら市教育委員会2月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和5年2月21日(火) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前11時18分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛  
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)  
委員 中島和彦  
委員 坂本雅子  
委員 梶本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者  
教育部長 坂本重男  
学校教育課長 仲澤 勤  
生涯学習課長 齊藤 健  
スポーツ振興課長 由波大樹  
教育指導室長 奥沢哲也  
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)  
学校教育課 総務担当 永谷 恵(書記)
- 6 議題
  - (1) 報告第2号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
  - (2) 議案第2号 議案に係る意見聴取について  
・令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)について
  - (3) 議案第3号 議案に係る意見聴取について  
・令和5年度かすみがうら市一般会計予算について
  - (4) 議案第4号 議案に係る意見聴取について  
・かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - (5) 議案第5号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
  - (6) 議案第6号 かすみがうら市教育委員会バス使用規程の一部を改正する訓令について

【追加議題】

  - (7) 議案第7号 令和5年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について

- (8) 議案第8号 かすみがうら市部活動の方針の改訂について  
(9) 議案第9号 かすみがうら市教職員の働き方改革方針の改訂について

7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の大要

開会 午前9時00分

**事務局** 起立、礼、着席。  
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

**教育長** それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成  
立いたします。  
これより、令和4年かすみがうら市教育委員会2月定例会を開催いたし  
ます。  
最初に、事前に送付いたしました1月定例会の会議録について、訂正等  
の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育  
委員会のホームページへ掲載させていただきます。  
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき2～3月の教育長動静について報告)

**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたし  
ます。

(「質疑なし」の声あり)

**教育長** 特にございませんか。  
それでは、議事に入ります。  
報告第2号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」  
を議題といたします。  
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 資料3ページをお願いします。  
報告第2号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」  
をご説明いたします。  
標記の件について、標記の件について、かすみがうら市学区審議会条例  
第3条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱しました。つきましては、かす  
みがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教  
育委員会の承認を求めるものです。

次の4ページをお願いします。

解嘱する者が-----さん、委嘱する者が-----さんです。こちらは市議会議員の枠として議会からの推薦により学区審議会委員となるものです。1月の通常選挙により議員の改選が行われたため、議会推薦ということで-----議員が今後学区審議会委員となるものです。次の5ページに新たな名簿一覧を記載しています。

説明は、以上でございます。

**教 育 長**           ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

**教 育 長**           質疑が無いようですので、報告第2号については、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**           ご異議なしと認めます。  
よって、報告第2号については、報告のとおり承認されました。  
次の議案に移る前にお諮りいたします。

議案第2号は、令和4年度補正予算（案）、議案第3号は、令和5年度予算（案）であり、議案第4号は議会の議決を経るべき条例改正の内容であります。

これらの議案はすべて市議会へ提出前でございますので、その性質上、この3件を『非公開』としてよろしいか伺います。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号から第4号は『非公開』といたします。

-----〔以下、非公開〕-----

議案第2号 議案に係る意見聴取について

・令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）について

議案第3号 議案に係る意見聴取について

・令和5年度かすみがうら市一般会計予算について

議案第4号 議案に係る意見聴取について

・かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

-----〔以下、公開〕-----

**教 育 長**           続いて、議案第5号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長**       資料14ページをお願いします。

議案第5号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則につ

いて」でございます。かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容は15ページとなります。

先般ご説明いたしました、令和5年度より3学期制を2学期制に改めるということに伴う、学校管理規則の改正でございます。4月1日から10月の第2月曜日、スポーツの日までを前期とし、10月の第2月曜日の翌日から3月31日までを後期と改める内容でございます。また、様式4号の「遠足を」の鍵かっこの位置を改めるということで、資料23ページの様式の一番の下の読み替えのところですが、「遠足を」を「旅行」と読み替えるとおかしくなってしまいますので、鍵かっこの位置を変えて「遠足」を、とするものでございます。

こちらは令和5年4月1日からの施行でございます。

よろしく申し上げます。

**教 育 長**                   ただ今の説明について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

**教 育 長**                   質疑が無いようですので、議案第5号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**                   ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第6号「かすみがうら市教育委員会バス使用規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。  
事務局学校教育課より、説明をお願いいたします。

**学 校 教 育 課 長**                   資料の27ページになります。  
議案第6号、かすみがうら市教育委員会バス使用規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容については28ページとなります。こちらにつきましては、申請の日をこれまで「1月前から10日前」だったものを、「3月前から14日前」に変更するものでございます。変更する意味につきましては、市で持っている福祉バスの使用要綱と教育委員会バスの使用規程とで違っておりました、同時に使用するケースにおいて申請手続きに差異があると扱いはらうことから、期間を合わせるよう調整するものでございます。

この訓令については、令和5年3月1日から施行したいと考えております。

よろしく申し上げます。

**教 育 長**                   ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

**稲 生 委 員**                   こちらは福祉バスの使用要綱に合わせたということですね。

**学 校 教 育 課 長**                   はい、福祉バスの要綱に合わせて、期間を揃えたものでございます。

- 稲生委員** わかりました。
- 教育長** その他ご質問等ありますか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 質疑が無いようですので、議案第6号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 教育長** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。  
以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題3件を追加したいとの申し出があります。  
本日の議題に追加してよろしいか伺います。
- (「異議なし」の声あり)
- 教育長** ご異議なしと認めます。  
よって、本日の議題に追加することにいたします。資料の配布をお願いします。
- (資料配布)
- 中島委員** すみません、少し休憩にさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 教育長** はい、それでは暫時休憩としたいと思います。5分間でよろしいでしょうか。それでは、10時25分まで休憩といたします。
- (休憩 午前10時20分)
- 
- (再開 午前10時25分)
- 教育長** それでは会議を再開します。  
議事の進め方ですが、記録上、お名前を示した後に発言をしていただくようお願いいたします。  
それでは、議案第7号「令和5年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について」を議題といたします。  
事務局教育指導室より、説明をお願いいたします。
- 教育指導室長** それでは、別冊の追加議題の1ページをご覧ください。  
議案第7号、令和5年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について、別紙のとおり策定したいので、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。  
3ページをご覧ください。  
今年度から来年度にかけて、大きく変更した点がございます。推進の柱と目指す子どもの姿を、これまでの4観点から5観点に変更をしました。

推進の柱1から3は、これまでと同様に知・徳・体に対応したものとなっております。推進の柱4と5は、これまでの推進の柱4として「時代の変化への対応及び自立と社会参加」という形で示したものを分離し、推進の柱4「時代の変化やグローバル社会への対応」と推進の柱5「特別支援教育の推進」としました。これによって、新しい時代を切り拓く子どもの育成をめざすとともに、特別支援教育を充実させ特別支援学級ばかりではなく、通常の学級においても授業のユニバーサルデザイン化を進めて参ります。こちらの5観点については、県の学校教育指導方針ともリンクしております。さらには、推進の柱の図にありますようにSDGsとの関連を記載し、教職員へもそれぞれの取り組みが、SDGsのどの観点と関連しているのかを意識できるようにしました。

4ページから6ページにかけましては、それぞれの推進事項に関する具体的な取り組みとなります。ご確認をお願いします。

6ページの下段をご覧ください。これまではこちらに小中一貫教育については5カ年計画を記載しておりましたが、今年度でその計画も終了しますので、現在取り組んでいる「基本的な考え方」と小中一貫教育で取り組んでいる授業づくりのキーワード「ゆさぶり」「学習意欲の喚起」「共有化」を掲載し、教職員への意識化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**教 育 長**                   ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

**教 育 長**                   質疑が無いようですので、議案第7号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**教 育 長**                   ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第8号「かすみがうら市部活動の方針の改訂について」を議題といたします。

事務局教育指導室長より、説明をお願いいたします。

**教育指導室長**               それでは7ページをご覧ください。  
議案第8号、かすみがうら市部活動の方針について、別紙のとおり改訂したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料9ページからが、かすみがうら市部活動の方針の改訂案でございます。今回なぜ改訂するのかといいますと、11ページの下から5行目でございます。令和4年12月に茨城県から「部活動の運営方針」が出されまして、こちらに準じて各市町村において部活動を実施することになりますので、次年度に向けて今回改訂するものでございます。

主な変更点を述べさせていただきます。

13ページの下段、活動時間をご覧ください。これまでは「平日は2時間程度、休日は3時間程度」とされていましたが、それを「平日は2時間、休日は3時間を上限とする」とし、より明確で強い表現としています。1週当たりの活動時間についても「11時間を上限とする」という強い表現に変えています。

続いて14ページをご覧ください。一番上、休日の練習試合や大会等に



より休日の1日の上限3時間を超えて活動を実施した場合、「学校は他の休日に休養日を振り替える」としています。これまでは休日の活動時間が上限を超えた場合、他の平日に休むなどしていましたが、休日に振り替えるということを明確にしたものです。それから(2)朝の活動の原則禁止について、こちらは以前からも実施していましたが、2つ目のところで特例として「大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合」、つまり体育館をバレーボール・バスケットボール・ハンドボールなどで使うため効果的な練習ができない場合には、朝の活動を認めるというものです。その場合も1日の活動時間に加え、朝1時間活動する場合は放課後の1時間と合わせて1日の上限2時間とする、という考えです。

続きまして15ページをご覧ください。長期休業中の休養期間、オフシーズンを明確に位置付けております。本市におきましては、夏季休業日においては学校閉庁日を含む連続した7日間以上、冬期休業日においては学校閉庁日を含む連続した7日間以上、と設定しています。

18ページの6「方針・計画・実績の公表と検証」としまして、(1)「方針等の策定」の中の3つめ、「部顧問は以下の計画及び実績を作成し、校長に提出すること」として、年間の活動計画・毎月の活動計画・毎月の活動実績を記載しています。これまでも活動計画についてはホームページへ記載することとしていましたが、これからは活動実績についてもホームページへ掲載することとし、県の方針に準じて本市においても変更するものです。

主な変更点は以上でございます。よろしく申し上げます。

**教 育 長**

ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

**教 育 長**

質疑が無いようですので、議案第8号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教 育 長**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「かすみがうら市教職員の働き方改革方針の改訂について」を議題といたします。

事務局教育指導室長より、説明をお願いいたします。

**教 育 指 導 室 長**

それでは、資料23ページをお願いします。

議案第9号、かすみがうら市教職員の働き方改革方針について、別紙のとおり改訂したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは25ページをお開きください。令和元年6月に、こちらの教職員の働き方改革方針を策定しております。現在も様々な改革を進めており、これまでの変更点について一度整理することで、令和5年4月からの人事異動もございますので、本市の働き方改革について周知していくために、改訂を行うものでございます。

主な変更点のみ、特にポイントとなる部分について、ご説明いたします。今までのものと変更した部分は、朱書きで記載しております。

29ページのポイント1をご覧ください。意識改革と学校運営マネジメ

ントの強化ということで、時間外勤務の限度が定められておりますが、それに対して本市においては校務支援システム「おまかせ校務」による出勤時刻の一元管理、留守番電話、業務内容の見直しを行っております。また昨年度より、かすみがうら市教職員働き方改革推進会議を実施しております。各学校の代表と、学校教育課の課長・課長補佐・係長・指導室、また生涯学習課とスポーツ振興課にも加わっていただきまして、進めているものです。

続きまして30ページをご覧ください。公会計化ということで、学校給食費については令和3年度より実施しているところですが、ポイント2として、学校徴収金のさらなる公会計化の方向性について検討を進めていきたいと考えています。

続いて31ページのポイント3、こちらは先ほどご説明しました部活動の方針についてとなります。ご確認をお願いいたします。

続いて32ページのポイント4ですが、医療相談アプリ「リーバー」による、体温管理および家庭から学校への連絡を活用しています。また今年度から始めた市内学校一斉の定時退勤日については、月に1度、第三水曜日に実施しております。また学期末・学年末の5時間授業を設定しまして、保護者あてにも文書を出し、教職員が事務処理をする時間や、子供と向き合う時間を確保するために、進めております。

33ページのポイント5ですが、校務支援システムが令和3年度末に導入され、積極的な活用が進められているところです。導入当時はいろいろな混乱がありましたが、現在はこれがなければどうにもならない、という所まで活用していただいております。その中で、この統合型システムにおいて通知表や指導要録のデジタル化を進めているところです。また1人1台端末を効果的に活用した児童生徒の学習状況の把握と評価に向けた実践研究についても、進めてまいります。

続いて34ページ、ポイント6になります。書類様式の見直しや、ICTを活用した調査の簡略化としまして、グーグルフォームなどを利用した調査を積極的に進めております。

35ページのポイント7ですが、会議・研修の効率的な開催ということで、オンラインでの会議や研修を現在活用しております。

続いて36ページをご覧ください。学校閉庁日について、これまでは8月13日から16日を設定していましたが、8月12日から16日の5日間に、11日が祝日になりますのでそれを含めての閉庁となります。また冬期休業期間においても、12月28日と1月4日を設定しております。それ以外にも県民の日、創立記念日を学校閉庁日としております。学校閉庁日というのは、本来は学校の休業日に日直を置かなければいけないのですが、日直を置かず全員年休を取得して、休暇取得を促進していくためのものがございます。

以上、大きなポイントについて述べさせていただきました。よろしくお願ひします。

**教 育 長**

ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

**稲 生 委 員**

学期末・学年末の5時間授業の実施というのは、1日だけでしょうか、それとも1週間くらい実施するのでしょうか。

**教 育 指 導 室 長**

今年度から実施しているところですが、3週間ほど実施しております。5時間授業の実施については、県でも積極的に進めておまして、県南地区においても各市町村で同様の取組みが進められています。ただ時期につ

いては、小学校・中学校・義務教育学校によって、多忙な時期が学校種ごとに異なりますので、学校ごとに設定をお願いしているところです。

稲生委員

はい、わかりました。

教育長

その他に何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑が無いようですので、議案第9号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。  
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。  
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。  
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。  
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

## 学校教育課長

それでは学校教育課から、追加の報告をさせていただきます。

机上に配布しました、下稲吉中学校区学校給食施設整備及び市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備についての資料でございます。

本日午後から開催されます文教厚生委員会、および24日の市議会全員協議会においても、同様の内容を報告する予定であります。

内容としましては、下稲吉中地区の給食施設につきまして、本年度予算化されています共同調理場、給食センターを作る方向で進めていたところですが、基本計画の見直しを行ったことで、設置費用・インシャルコストと運営費用・ランニングコストを再度検討した結果、設置工事費用について約3億1千万円、ランニングコストについて年額で3,800万円ほど、共同施設よりも自校方式の方が優位であるという結果となりました。その結果を受けまして、これまで給食センター設置に向けて進めていた方針を方向転換しまして、自校方式に戻すということでございます。

メリットデメリットに関しましては記載のとおりでして、自校で作った場合は、適温での給食を児童生徒に提供できるというメリットがございます。

整備スケジュールは次ページの(4)に記載してありますが、現在の計画の場合、令和4年度5年度は実施設計を行いまして、6年度から7年度で工事という当初の予定だったわけですが、基本計画を見直した段階で、下稲吉中学校の武道場の解体を行わないと施設建設ができないということがわかり、この予定が半年ほど遅れ、さらに入札の期間を勘案しますと7年度末の完成は難しく8年度の後半になってしまう、という試算を受けています。

その下の3つの自校方式の計画期間ですが、下稲吉小学校については令和5年度に実施設計をし、令和6年度に入札をして約1年をかけて整備するという予定でございます。なぜ下稲吉小学校から先に始めるのかと言いますと、この3つの施設の中で唯一、現在の施設を壊さずに建て替えができるためでございます。今の施設の駐車場側に新しく建設しまして、今の施設を動かしたまま新しく建設した施設を2つ同時に稼働させ、新しく完成した施設から次に建設をしている学校へ給食の提供ができる、ということです。次に下稲吉中学校の施設を壊してしまいますので、その間は下稲吉小から下稲吉中へ供給し、下稲吉中の給食室が完成しましたら次に下稲吉東小に提供する、ということが出来ます。全体の給食を止めず、事業が完結できる内容となっております。最終的な完了は、下稲吉東小学校の令和10年の9月完成をめどに、計画を進めるものでございます。

資料次のページ、予算のときもご説明しましたが、市内中学校及び義務教育学校屋内運動場空調機設備として、エアコンを設置するものでございます。昨年の6月に国や県から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を求められておりまして、学校施設を避難所として活用するケースにおいて、夏場など暑い時期は避難所としての対応が厳しいため、こういった場合の補助金を優遇するのでぜひとも進めてほしいとの通知が来たものでございます。それを受けまして庁内で検討した結果、下稲吉中学校については現在の工事の中でエアコンまで設置をしてしまうということでございます。その費用については2,500万円とほかよりも安くなっており、鉄筋コンクリート造りで壁面に断熱材が不要であること、配管等の工事は既に予定していた設計に組み込んでいたため、エアコンの機器の金額だけで実施できるもので、工期も延ばさずに今年の12月に完成させることができる見込みです。霞ヶ浦中・千代田義務教育学校については、次のページのスケジュールにありますように、令和5年度に実施設計を行い、千代田義務が令和6年度の工事、霞ヶ浦中が令和7年度の工事

という予定で進めております。千代田義務を先に工事する理由としましては、千代田義務の体育館の天井板等が非構造部材で耐震の基準を一部満たしていないため、そもそも工事の計画がありました。その際には足場も組みますので、その工事に合わせて令和6年度に千代田義務にエアコン工事を実施しようという計画です。

詳細資料として、次ページ以降にA3のカラーで給食センターの比較検討資料、その後ろには国・県からの通知の写しを添付してございます。説明は以上でございます。

**教 育 長**

ありがとうございました。  
ただ今の説明について、何か質問等ございますか。

(「特になし」の声あり)

**教 育 長**

給食施設につきましては、センター方式から自校方式に大きく方向転換しておりますので、委員の皆様もご承知おきくださいますよう、よろしく願いたします。

その他、ありましたら願いたします。

**生涯学習課長**

それでは生涯学習課より、2点報告させていただきます。

まず「第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画」については、皆さまに事前に138ページの本文をお送りしましたが、本日別冊でお配りした資料の94、95ページのように、文化庁から修正の指導を受け、太字の箇所について加除・修正をしております。

さらに、2月16日の第3回文化財保存活用地域計画協議会においても多くのご意見があり、文化財保存活用地域計画の本文については、現在修正をしておりますので、恐縮ですがこちらの3ページの概要書によって、ご報告させていただきます。

市議会には2月21日文教厚生委員会、2月24日には全員協議会で地域計画(案)のご説明をさせていただきます。ご意見、ご指導、ご指摘などを承る予定でございます。

なお、説明につきまして、前回と重なる部分については時間の関係で省略をさせていただきます。

1ページを願いたします。計画策定の目的については、前回と同じなので説明を省略いたします。計画の期間についても、前回と同じなので省略をいたします。

2ページを願いたします。この図表の欄は、文化財保存活用地域計画の位置づけです。左上には、法律に基づく本計画の、文化財保護法第183条の2(文化財保存活用大綱)と第183条の3(文化財保存活用地域計画の認定)の位置づけとなります。

3ページを願いたします。「悠久の時を経て、湖と山に育まれた文化を未来につなぐ」を基本理念として掲げ、文化の保存と活用の取り組みを進めます。

基本方針として、本市において、文化財など地域資源を生かした、まちづくりや地方創生を着実に実行していくために、基本理念に基づき、4つの基本方針を設定します。

(1)「地域資源の価値を理解し再発見する」、まだ見ぬ地域資源を確認し、すでに確認されているものは位置づけを再検討します。それにより地域資源を再発見し、正しい評価に基づき適切に扱います。

(2)「地域資源の価値を守り未来へ継承する」、地域資源を、適切な方

法で保存・管理し、価値を守っていくことで、確実に未来へ継承します。

(3)「地域資源の価値を今に生かす」、本市を特徴付ける多種多様な地域資源を積極的に活用し、本市の多大な魅力として、今に活かしていきます。

(4)が新たに加わった部分ですが、「地域資源を未来へつなぐ仕組みの構築」、地域資源の保存を担う人々や行政機関さらには、市民学芸員などを含めた幅広い主体が参加できる仕組みを整えます。

4ページをお願いいたします。

こちらにも修正が入りました。先ほどの、基本方針に係る実施方針と具体的な取組を掲げます。その下には、「地域資源を未来へつなぐ仕組みの構築」が入りました。実施方針の項目は、丸い枠の中に調査・保存・防災・活用の4つになり、これらを活用実施できる仕組みを整えるための、丸枠の「整備」が入ります。取組内容は説明を省略いたします。

5ページをお願いいたします。計画を効率的に進めるための枠組みとしまして、(1)かすみがうら市の歴史文化の特徴として、本計画では、隣接する地域とも共有する広域文化圏である「霞ヶ浦文化圏」の中で育まれた本市の歴史文化を、4つの特徴的なテーマとして紐づけます。そうすることで、これまで個別に保存・活用が図られてきた歴史文化を、総合的かつ一体的に扱うものとします。これにより新たな価値の創造を図り、まちづくりや観光振興など、多方面への波及効果を期待するものです。表のように、「1. 帆引き船に代表される水辺の歴史文化」、「2. 筑波山麓に展開する山と大地の歴史文化」、「3. 古代豪族・中世武将の小田氏・水戸藩徳川家・交代寄合 本堂家などに関わる歴史文化」と、「4. 筑波山と霞ヶ浦の景観からの芸術文化」に分けます。概要は表のとおりといたします。

6ページをお願いいたします。関連文化財群と保存活用区域として、本計画では、多様な歴史文化の関連性に基づき、一体的・総合的な保存と活用を図ることで、歴史文化への理解を高めるとともに、その魅力の向上を図ることを目指します。具体的には、ストーリーとしての関連性の高いものを「関連文化財群」として設定するとともに、空間的な一体性の高いものを「文化財保存活用区域」として設定します。関連文化財群の設定を通じて、市の歴史文化の特徴をわかりやすく伝えるとともに、具体的な取組を、より効率的に実施することを目指します。また、保存活用区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目指します。

最後に策定のスケジュールでございます。本計画は、6月に第1回文化財保存活用地域計画協議会が行われました。2月24日の全員協議会を経て、3月に文化財保護審議会の答申を受け、4月に文化庁に認定申請を行い、文化庁との最終調整が行われ、7月頃に認定を受ける予定となります。

今後でございますが、文言修正やデザインを加えて、本編(300部)及び概要版(1,000部)の印刷製本を進めてまいりたいと考えております。完成後は、教育委員、市議会議員、社会教育委員、庁内全部署、近隣市などに配布をさせていただければと考えております。

文化財保存活用地域計画についての説明は以上になります。

もうひとつ、ご報告させていただきます。

こちらの1枚の資料になります。旧志士庫地区第1公民館の取扱いについて、ご報告いたします。

先ほどの減額補正に関するものでございますが、旧志士庫地区第1公民館につきましては、令和2年6月にかすみがうらウエルネスプラザに機能を移転し普通財産となっており、令和4年度当初予算で設計や解体工事費用等を計上し、土地・建物について民間等への貸付や売却等を検討してき

ました。

令和4年4月に公共施設等マネジメント推進室を通じて、地元開業医から同公民館の購入を考えているとの申し出があり、庁内で協議した結果公益性の高い事業であると判断し、払下げの手続きを行いましたので、下記のとおりご報告いたします。

経緯としましてはそちらに記載のとおり、令和4年4月に地元開業医からの申出があり、令和5年の2月に売買契約と所有権移転登記を完了しています。また、※のとおり、かすみがうら市普通財産売払事務取扱要綱により、「公用・公共用又は公益事業の用に供するため必要とする土地を国、公共団体又は事業者に売払う場合は、随意契約により売払うことができる」ということで、随意契約で決定しております。内容については、ご覧いただければと思います。

よろしく申し上げます。

**坂本委員**

かすみがうら市文化財保存活用地域計画について、文化庁の指導で修正があったとのことですが、文化庁の修正の目的について、お教えいただければと思います。

**生涯学習課**

今回の修正は、文化庁と協議した結果の、2回目の修正でございます。その中で、基本方針を3つとしていた箇所について、新たに「地域資源を未来へつなぐ仕組みを考えてほしい」との指摘を受けまして、その内容を組み入れて現在修正しております。また表のところ、今までは5つの実施方針を並列で示していたところに、「これらを支えるものとして整備することを明示する」よう指導がありましたので、修正しているものです。

**坂本委員**

分かりました。ありがとうございます。

**教育長**

その他、ございますか。

(「特になし」の声あり)

**教育長**

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。次回の教育委員会3月定例会は、令和5年3月30日(木曜日)午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長**

それでは、そのようにいたします。以上で、本日の教育委員会2月定例会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

**事務局**

起立、礼。

閉会 午前11時18分

- 10 議決事項 報告第2号について承認  
議案第2号について可決

議案第3号について可決

議案第4号について可決

議案第5号について可決

議案第6号について可決

議案第7号について可決

議案第8号について可決

議案第9号について可決